

1. 15民主党政権転覆クーデター

'10/01/17

事業仕分けで大暴露された戦後官僚政治巨悪、これでは守旧派体制危うしと見ての破れかぶれでっち上げ秘書3名同時逮捕の暴挙、3月西松献金問題以来、検察は最大動員で汚職証拠を挙げようとしたがならず、最後はマスコミ丸抱えで大嘘の大流布最終作戦、関係者の話として「石川議員がかく語った」などは殆どでっち上げ、検察マスコミの振れ込め巨大詐欺に日本人はだまされてはならない。現在日本は歴史転換の現場真最中!!

[1]:マスコミ大動員での国民だましでっち上げショー：元秘書等の逮捕罪状の嘘：

①政治資金規正法のあらまし(総務省HP).

六法全書を理解する上で基礎原理は単純に**悪事許さず**にある。この視点での政治資金規正法の趣旨は「**金銭で政治行政が買えない**」事一途に目的機能がある。となれば対象事業と政治行政職務権限の有無、買収金銭等工作の物証-証人有無、今回報道特異性は”堂々たる虚偽報道徘徊と皆、関係者証言ばかり”で、いずれも信頼に値する具体証拠が無い。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/news_seiji/pdf/seijishikinkiseihou_all.Pdf

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には下記のものがあります。

無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反/無関係で省略……………

政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反/無関係で省略……

政治資金監査報告書の虚偽記載/今回は無関係,外部監査があるのにミス??、

***収支報告書の不記載、虚偽記載 → 官報(総務省HP)にちゃんと記載がある!!**

②総務省HPにある官報での”陸山会”政治資金収支報告書(2004, 2005),

(1)平成16(2004)年9月10日、官報号外第203号256ページ, 3列目.

http://www.soumu.go.jp/main_content/000047160.pdf#page=171

(2)平成17(2005)年9月30日、官報号外第223号247ページ, 4列目.

http://www.soumu.go.jp/main_content/000047155.pdf#page=162

☞：クリックで陸山会ページにヒットしない時はURLをコピー貼り付けで。

政治団体はアイウエオ順で記載されてる。それでも駄目な時は官報日時と号外番号、ページ(自前コピがあるのでこれは確認済み)で[main_content.pdf#page=/](#)以下数字を動かして順次アイウエオ順で”陸山会”を検索する。

③ 政治家職務権限と立法行政不法活動(賄賂性の判別) :

(1)「政治家が如何なる職務権限にあり、どんな企業利益供与立法行政活動に関与したか？」。

| | |
|------|--|
| 職務権限 | 与党政治家閣僚等の地位//野党政治家＝行政権限地位 |
| 日時場所 | <u>立法活動(議会記録)、行政権限発動(行政記録：公共事業者、事業内容記録)、</u> |
| その他 | <u>金銭等の贈賄の事実(物証、証言)。</u> |

(2)問題とされる水谷建設では関係者の話というばかりで、石川議員自身は検察事情法聴取で、いくら否定しても聞き入れないと言う。

[2]: 露骨な犯罪行為(誣告罪, 公務員守秘費義務違反等) 窮地 CIA 検察の最終心理戦 !:

(1)資源自立国策を敷いた非既成権力出自の田中首相は米国ロックフェラーの日本従属政策に反したとして怒り、支配マスコミ大扇動でのロッキド疑獄をでっち上げる。

<http://www.777true.net/Tokyo-spe-procutor.pdf>

今回陸山会イチャモン最大特徴は過去に類例無き悪質露骨なでっち上げ性格、これは正面切ったの小沢個人&民主党と国民への露骨な吹っかけ心理戦、しかも時期が民主党大会1/16、2010/1/12 ハイチ大震災とあの1995/1/17 阪神大震災悪夢が重なるタイミングはでき過ぎでないか!、これは民主党政権転覆クーデター準戦争、その背景に米国オバマ政権!!。

日本は米国と宣戦布告なき戦争状態可能性にある、となれば日米安保は違法外患行為。

<http://www.777true.net/EARTH-QUAKE-WEAPON-by-USA.pdf>

<http://www.prisonplanet.com/>

(2)鳩山首相(千葉法務大臣)は検察(米国)を急遽弾劾せよ!、米軍駐留は外患行為!!、

鈴木宗男議員話として民主党石川議員検察聴取内容とそれに尾ひれがついた、本人がマスコミに語らない内容がマスコミに出回ってると言う。これは公務員守秘義務違反以上。
*石川知裕氏はメディアに何も語っていなかった!

「検察がリークしたとしか思えない」と鈴木宗男氏に語る:

http://www.the-journal.jp/contents/newsspiral/2010/01/post_463.html

これに関して鳩山政権が何ら対処なしならば、無法国家許容になる、想い起こせば、首相本人が常識を超えた政治資金収支報告虚偽記載の事実があり、これにとがめなしで小沢氏への検察不当捜査許容では筋が超逆さま、首相は司法筋と裏取引としてるのでは、その事を唯一反論証明できるとすれば違法反国益検察との闘争姿勢を鮮明にする以外にない。
筆者も米が地震兵器を日本と各国への脅迫に使用してる嫌疑を従来から持ってる。政府筋も承知のはずである。世界面前で公開議論すべき醜悪極限の脅迫手段なのだから。

(3)戦後60年の守旧派支配脱皮では、何らかの**不連続性**は不可避、現在閉塞状況日本打開の絶好機、新規日本の為のアイデア議論の輪を広げる時。危機本格化まで時間がないです。

付録：刑法収賄罪

第百九十七条:公務員がその職務に関し、賄賂を収受し又はその要求若しくは約束をしたときは五年以下の懲役。請託を受けたときは七年以下の懲役。

第百九十七条の二:公務員がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは五年以下の懲役。加重収賄及び事後収賄)

第百九十七条の三:公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。

2:公務員がその職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3:公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。(あっせん収賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役。没収及び追徴)

第百九十七条の五:犯人又は情を知った第三者が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。